

香港 D I 及びマカオ旅行証所持者に対する ビザ発給要件の緩和について

我が国は、2019年1月1日から、香港 D I（香港特別行政区発行の Document of Identity for Visa Purposes）及びマカオ旅行証（マカオ特別行政区発行の Travel Permit）所持者に対する査証（ビザ）発給要件の緩和を導入することを決定しました。

具体的には、これまで一次査証（ビザ）のみ発給されてきた香港 D I 又はマカオ旅行証を所持する中国籍の方々が数次査証（ビザ）を申請することが可能となります。

1 査証（ビザ）申請ができる方

I C A O 標準の機械読取式又は I C の香港 D I 又はマカオ旅行証を所持し（ただし、国籍欄に「CHINESE」と記載のある者のみ）、かつ、数次査証（ビザ）の発給を希望する中国籍の方であって、次のいずれかに該当する者

- (1) 過去3年間に我が国へ「短期滞在」での渡航歴及び渡航費用支弁能力を有する者
- (2) 十分な経済力を有する者
- (3) (2) の配偶者又は子

2 必要書類等

[「数次有効の短期滞在査証（ビザ）申請について（香港 D I ・マカオ旅行証の方）」](#)を参照してください。

3 リンク

- ・ [香港 DI \(Document of Identity for Visa Purposes\) 所持者に対するビザ発給要件の緩和（外務省）](#)
- ・ [マカオ旅行証所持者に対するビザ発給要件の緩和（外務省）](#)